

## 中国・四川大地震復興支援 兵庫神戸委員会設置要綱

### 1 趣旨

中国・四川大地震の被災地の復旧・復興にあたり、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた知見の提供など、中国政府等の要請に応じて具体的な支援内容を検討、調整、実施するため、関係機関・団体の構成による「中国・四川大地震復興支援 兵庫神戸委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2 委員会の事務・事業等

委員会は、設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議し、必要な対策を実施するものとする。

- (1) 被災地ニーズの把握と支援内容の検討
- (2) 支援の実施方法の検討・調整
- (3) 中国側、国・関係機関、NGO等との連絡・調整
- (4) その他委員会の設置目的を達成するために必要なこと

### 3 構成

- (1) 委員会は、別表1に掲げる機関・団体（以下「構成機関等」という。）をもって構成する。
- (2) 委員会に代表（以下「代表」という。）を置き、財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構（以下「機構」という。）の理事長をもって充てる。

### 4 運営委員会

- (1) 委員会に、構成機関等の代表者等をもって組織する運営委員会を置き、委員会の業務を運営管理する。
- (2) 運営委員会は、代表が主宰する。

### 5 運営委員会の招集

運営委員会の会議は代表が招集する。また、運営委員会には、必要に応じて構成機関等以外の者の出席を求めることができる。

### 6 幹事会の設置

- (1) 運営委員会の協議事項に関し、幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。

## 7 事務局

委員会の事務局は、財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構に置く。

- (1) 事務局長は、機構の副理事長をもって充てる。
- (2) 事務局の経理担当者は、機構の管理部長をもって充てる。
- (3) 事務局職員は、必要に応じて、構成団体から派遣する。

## 8 設置期間

委員会の設置期間は、設立の日から 1 年間とする。ただし、この期間は、運営委員会での協議により、延長することができる。

## 9 その他

この要綱のほか、必要な事項は別に定める。

### (附則)

この要綱は、平成 20 年 6 月 10 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 11 月 19 日から施行する。